



成年年齢引き下げまで、あと1年です！

準備できてますか？



◆2022年4月1日から、成年年齢が20歳から18歳に変わります◆

➤ 未成年と成年と何が違うの？

未成年者が契約をするときは保護者などの同意を得なければなりません（※1）が、成年年齢の引き下げにより、18歳、19歳なら**自分ひとりで契約ができる**ようになります。このため、**未成年者取消権（※2）は、なくなります。**

※1 こづかいや仕送りの範囲内なら、未成年者でも自分ひとりで契約できます。

※2 未成年者取消権は、未成年であるというだけの理由で取り消しができる強い権利です。

➤ 契約で注意することは？

成年になったばかりで契約の知識や経験が少ないため、不用意に契約を交わし、思わぬトラブルに巻き込まれる可能性があります。消費者トラブルに遭わないためには、**18歳までに、契約の知恵（ちえ）を身につける必要があります。**

➤ 金融広報中央委員会（愛称：知るぽると）では、高校生や中学生の方を想定し、18歳までに身につけておきたい契約の知恵を紹介しています。

- 「18歳までに学ぶ 契約の知恵」パンフレット
- 「18歳が変わる！アキラとマモル バンド編」DVD



そのほか、授業で活用できる教材や指導書も掲載しています。これらの刊行物は無償（一部を除く）で差し上げていますので、ご希望の方は事務局までお問い合わせください。

学習応援サイトをご活用ください



新型コロナウイルス感染症の影響により、親子で参加するイベントなどの多くが延期や中止を余儀なくされています。そのような状況でも、**春休みにご自宅でおかねについて親子で学べる学習支援サイトをご紹介します。**是非「知るぽると」のホームページを覗いてみてください！



- 「**おかねのね**」は、小学生のみんながおかねのことを、おとなといっしょに学ぶコーナーです。
- 学年ごとに分かれた4つのおかね道場で、おかね師匠がみんなにいろいろ教えてくれます。
- 「**子どもクイズ**」は、「おかね」コース、「きんゆう」コース、「けいざい」コースがあります。おかねのことをどのくらい知っているかチャレンジできます。
- 大人向けの「**くらきんクイズ**」「**金融リテラシークイズ**」もあります。

アイネスでは消費生活啓発講座を行っています



アイネスでは、消費や生活に関する正しい知識や情報を習得し、消費者被害にあわないよう自らの生活を守る力を身につけることを目的として、消費生活啓発講座（出前講座）を実施しています。**高齢者、高齢者を見守る方々、若年者、一般消費者等、様々な年代・職業・人数に応じた講座を用意しています。**

例えば、高校生には、消費者の権利や責任、契約の基礎知識、ネットのトラブル、若者が狙われる悪質商法の主な手口、さらに環境に配慮した消費生活などについてお伝えしています。

令和4年4月からは成年年齢が18歳に引き下げられ、若者の消費者被害が増えることが予想されます。18歳になる前に、消費者教育出前講座を受講し、必要な知識を身につけ、トラブルを防ぐことが必要です。

また、相談事例をわかりやすく伝えるため、講義形式だけではなく寸劇による講座も実施しています。消費生活相談員が、消費者や悪徳事業者に扮し、SF商法（※1）、住宅の点検商法（※2）、健康食品の定期購入など、特に高齢者が狙われやすい事例を楽しく紹介します。

契約やお金の使い方、消費者トラブル等に関する講座は常時受け付けています。お気軽に下記までお問い合わせください。



（寸劇形式の講座の様子）

- ※1 催眠商法ともいう。日用品などをただ同然で配って雰囲気盛り上げた後、冷静な判断ができなくなった来場者に高額な商品を契約させる手口。
- ※2 点検と称して訪問し、屋根や床下の劣化があると不安をあおり、法外な金額で修理や機器の交換を勧める商法

消費生活啓発講座に関するお問い合わせ・申し込みはこちら

大分県消費生活・男女共同参画プラザ《アイネス》大分市東春日町1-1

TEL.097-534-2038 FAX.097-534-0684

mail:oita-shouhi@pref.oita.lg.jp

大分県金融広報委員会

【事務局】大分市長浜町2-13-20
日本銀行大分支店内

TEL. 097-533-9116
FAX. 097-538-7085

知るぽると

大分県金融広報委員会

<http://www.money-oita.com>

